平成２３年（フ）第３５６４号
札幌市北区北28条西７丁目２番25号　フロンティアさいとうＡ―203号
債務者　三澤　敬二
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
札幌市中央区南28条西８丁目１番１―305号
債務者　兵吾かおる
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８号
北海道石狩市花川北１条１丁目２番地５　サンコーポラス石狩２―202
債務者　尾西　結花
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０号
札幌市白石区東札幌５条６丁目３番16―203号
債務者　宮原　友美
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７号
札幌市南区北ノ沢４丁目５番８号　ミューゲ北の沢101号
債務者　岩田　香織
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９号
札幌市清田区北野７条５丁目９番11号
債務者　水谷　昌之
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７号
札幌市中央区北14条西15丁目５番２号
債務者　小林　真弓（旧姓尾山・平森）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７８号
札幌市西区山の手２条５丁目３番３号　ハシモトロイヤル山の手302号
債務者　梅津　道明
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８号
札幌市東区北46条東17丁目１番27号　トミイマンション９号201号
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００号
札幌市東区北30条東４丁目１番11号
債務者　高橋　信夫
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番３―806号
債務者　一瀬　貴大
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６号
札幌市東区北27条東18丁目２番20号　サニープレイス北27―302号
債務者　太田　順子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４号
札幌市中央区南15条西13丁目１番44―601号
債務者　橋本　幸枝
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９号
札幌市白石区東札幌１条５丁目６番15号　フランシスコの家
債務者　長江　誠次
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６２号
北海道千歳市若草４丁目７番地の11
債務者　佐々木秀雄
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３号
北海道千歳市若草４丁目７番地の11
債務者　佐々木登茂江
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３２号
愛知県常滑市字中千代１番地の１　サンリッツ高宮Ｂ棟205
債務者　石橋富美子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部